新(R7.4.1)	旧(R6.4.1)	備考
愛知県企業庁工事検査要領 (検査の時期) 第6条　完了検査は、完了通知の提出があってから、建設工事にあっては完了通知を受けた日から起算して 14 日以内、委託業務にあっては完了通知を受けた日から起算して 10 日以内に行わなければならない。ただし、資材製作にあっては納入の都度遅滞なく行うものとする。 2　出来形検査は、検査員任命後遅滞なく行うものとする。 3　前2項以外の検査は、必要なときに遅滞なく行うものとする。 (中間検査の報告) 第 13 条　検査員は、中間検査を行ったときは工事検査記録を作成し、庁長または所長に提出するものとする。 附　則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 この要領は、令和7年4月1日から施行する。	愛知県企業庁工事検査要領 (検査の時期) 第6条　完了検査は、完了通知の提出があってから、建設工事にあっては完了通知を受理した日から起算して 14 日以内、委託業務にあっては完了通知を受理した日から起算して 10 日以内に行わなければならない。ただし、資材製作にあっては納入の都度遅滞なく行うものとする。 2　出来形検査は、検査員任命後遅滞なく行うものとする。 3　前2項以外の検査は、必要なときに遅滞なく行うものとする。 (中間検査の報告) 第 13 条　検査員は、中間検査を行ったときは工事検査記録を作成し、~~中間検査報告書(様式第6)に添えて~~庁長または所長に提出するものとする。 附　則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 この要領は、令和7年4月1日から施行する。	約款に整合 事務合理化のため